5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kuniyasu Akamatsu Director General of Chugoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Slab replacement construction work of the Chugoku Expressway Fukadanidaini bridge and another bridge
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 14 March 2024 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 14 March 2024. if by mail, 4 : 00 P.M. 14 March 2024)
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 4 June 2024 (if brought with you, 11 : 00 A.M. 4 June 2024. if by mail 11 : 00 A.M. 4 June 2024)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation : Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Chugoku Branch West Nippon Expressway Company Limited, 2―26―1, Midorii, Asaminami-ku, Hiroshima City, Hiroshima Prefecture 731―0103 Japan, TEL 082―831―4441

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年２月21日
契約責任者
国立大学法人富山大学事務局長　下敷領　強
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　16
○第２号
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　富山大学附属病院ＭＲＩ棟等新営その他工事
⑶　工事場所　富山県富山市杉谷2630番地　富山大学杉谷キャンパス内
⑷　工事概要　ＭＲＩ棟（Ｓ２延べ面積699㎡）の新営、災害・救命センター（Ｒ２延べ面積490㎡）の増築、中央診療棟（Ｒ４－１延べ面積13,810㎡）の改修を行う工事（電気及び機械設備工事を含む。）
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年３月31日（水）まで。但し、指定部分は（災害・救命センター増築工事）令和７年２月28日（金）まで、（ＭＲＩ棟新営工事）令和７年７月31日（木）までとする。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約1,464㎥、鉄骨約268ｔ、鉄筋約102ｔ、ガラス約593㎡、電灯設備一式、動力設備一式、雷保護設備一式、受変電設備一式、電力貯蔵設備一式、情報通信網設備一式、構内交換設備一式、情報表示設備一式、拡声設備一式、誘導支援設備一式、テレビ共同受信設備一式、監視カメラ設備一式、入退室管理設備一式、火災報知設備一式、ナースコール設備一式、中央監視制御設備一式、構内配電線路一式、構内通信線路一式、空気調和設備一式、換気設備一式、自動制御設備一式、衛生器具設備一式、給水設備一式、排水設備一式、給湯設備一式、消火設備一式、ガス設備一式、医療ガス設備一式、搬送設備一式、融雪設備一式、外構工事一式、とりこわし工事（ＭＲＩ－ＣＴ棟_Ｓ２_705㎡）一式
⑺　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を紙入札方式により行う。
（本入札手続きは、電子入札システムの更新時期と重なりシステム利用が不可となるため、電子入札システムは利用しない。）
2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約責任者から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人富山大学契約規則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けた資格）を有し、その点数（「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数））が、単体又は共同企業体で参加する場合の構成員の代表者にあっては、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
①　単体又は共同企業体の代表者
鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造において、建物延べ床面積6,900㎡以上の病院の建物の新、増築又は改修工事の施工実績を有すること。
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体での参加の場合の構成員数は、２社又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、かつ、施工場所から10㎞以内の工事については、同一の主任技術者（監理技術者を除く）が２件まで管理することを認める。
①　１級建築施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷①に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑾　共同企業体の代表者以外の構成員については、上記２⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、本学又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（株式会社内藤建築事務所、株式会社新日本設備計画）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。